

令和7年第4回長南町議会定例会

議事日程(第3号)

令和7年12月5日(金曜日)午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第2号 長南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第3号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第4号 長南町第5次総合計画後期基本計画の策定について
- 日程第 5 議案第5号 令和7年度長南町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第 6 議案第6号 令和7年度長南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 7 議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の協議について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第1 緊急質問

出席議員(10名)

1番	安部潤一	2番	太田久之
3番	鈴木ゆきこ	4番	河野康二郎
5番	岩瀬康陽	6番	御園生明
7番	松野唱平	8番	大倉正幸
9番	森川剛典	10番	加藤喜男

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫	副町長	佐久間静夫
教育長	糸井仁志	総務課長	河野勉
企画財政課長	江澤卓哉	企画財政主幹	小澤元晴

税務住民課長	松	崎	文	昭	福祉課長	山	本	和	人
健康保険課長	長	谷	英	樹	生活環境課長	三	上	達	也
産業振興課長 心得	荒	井	和	紀	建設課長	高	徳	一	博
ガス課長	金	坂	美	智子	教育課長	三	ツ	本	勝
教育主幹	山	口	重	之					

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	今	井	隆	幸	書	記	山	本	裕	喜
書	記	荒	井	廉						

○議長（松野唱平） 皆さん、こんにちは。

本日が最終日となりますので、よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（松野唱平） ただいまから令和7年第3回長南町議会定例会、第3日目の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎日程の追加

○議長（松野唱平） ここで、山口県宇部市の都市ガス漏れに伴うガス供給停止について、10番加藤議員から緊急質問の申し出があります。

加藤議員の緊急質問の件を議題として採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

加藤議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し直ちに発言を許すことに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松野唱平） 賛成全員です。

よって、加藤議員の緊急質問を許可いたします。

◎緊急質問

○議長（松野唱平） 追加日程第1、緊急質問を行います。

10番、加藤議員。

〔10番 加藤喜男質問席〕

○10番（加藤喜男） 緊急質問につきまして、議会の同意をいただきありがとうございました。

質問は、山口県での都市ガスの事故に関係するものでございます。

昨日、帰宅いたしましたら山口県の都市ガス事業者で約1万2,000世帯へのガスの供給が停止されているというニュースが流れておりました。幸いなことに、この事故でたしかお亡くなりになった方はいないと思います。誠によかったわけですが、全てのガスの供給が復旧されるまでにはかなりの時間がかかるようであります。

今回お聞きしますのは、ガスの供給に至って本町はどういうことかなということでありませうけれども、その昔、私も町の事業に従事させていただいておったわけでお聞きしづらいわけでございませうけれども、この供給停止に至った原因を町として、ガス課として入手できているのかまずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

金坂ガス課長。

○ガス課長（金坂美智子） 今回、山口県で発生いたしましたガス漏れによる大規模な供給停止につきましてはただいま加藤議員からございましたが、ガスの圧力を調整する整圧器、ガバナの異常が原因という報道がされておりますけれども、その報道等の情報のみでございまして原因につきましては把握しておりません。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 少しガス事業に従事しておりましたから若干の知恵がありますが、今課長からお聞きしたところではガスの圧力を調整する機械が不良になってしまったということのようでありますね。恐らく、一般家庭で使用するに対する圧力を調整するところが調整ができなくなって、圧力の高い部分そのまま各家庭に行ってしまったんだらうということをお察するところでございます。

そこで、本町も危険物として扱ったガス事業をしておるわけで、それなりの技術者も用意しながら大手と一緒にあって安いガスを供給して、町民の方は非常にありがたく思っておるわけでありましてけれども、本町で同様の事故が起きる可能性があるかないか、どのような対策をもってこういう事故が起きないようにしているか、私から聞くのもおかしいんですけども、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

金坂ガス課長。

○ガス課長（金坂美智子） 本町での保安対策でございますが、ガス事業法第24条に基づきまして巡視、点検を実施しておりまして、整圧器につきましては1か月に1回の巡視、点検及び6年に1度分解点検を行っております。また、もし供給圧力が上昇するようなことがあった場合、各整圧器には圧力を調整する装置を設置してございますので、自動的に正常な圧力になるようにしております。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございます。

おそらく、この事故で全国のガス事業者にはまた緊急点検をしろとか、いろいろな感じが通産局というんですか、国のほうからとかいろいろなところからくるのかもしれない。

要は、機械ですから壊れることがあって当たり前なんですけれども、あとほどのくらいの点検をしておったかというのが恐らくまた聞かれるんじゃないかなと思います。また、各全国の都市ガス事業者にも同じような質問が来るとは思いますけれども、これは保安の問題でいつも機械をちゃんとしておかなきゃいけないということではありますが、それにはそれなりの費用がかかるわけで、安定してしまいますと結構おろそかになって、点検を抜くということはありませんでしょうけれども、その辺がちょっと安心してしまうということになるかと思いますが、どうしても保安というのをお金を食いますけれども、こういう事態が起きないと大したメリットがないような感じがありますので、今後も保安が一番大事だということを考えていただいて、それには保安上のお金がかかるということで保安のお金をけちらさないで、確実に安全を確保していただきたいと思っております。

参考までに、長南町でこういう整圧器は今現在何か所ありますか。分かれば教えてください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

金坂ガス課長。

○ガス課長（金坂美智子） 本町で所有しておりますガバナの数でございますが、長南町で24か所、睦沢町で12か所となります。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ちょっと先ほど思い出したんですけれども、各整圧所で圧力を調整する箇所がさっきの個数ありますけれども、各家庭にその当時仕方がなく圧力調整器を個別につけたところが何か所かあったと思いますので、ここもまた定められた期間に整備よろしくお願ひしたいと思います。

安いガスを安定、安全に今後も供給していただきたいと思いますので、よろしくお願ひをします。

質問を終わります。

○議長（松野唱平） 以上で加藤議員の緊急質問を終わります。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第1、議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

本定例会の採決の方法については、表決システムにより採決したいと思いますがお異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

従って、採決の方法については、表決システムにより採決いたします。

これから、議案第1号を採決いたします。

本案について、議案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定いたします。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第2、議案第2号 長南町乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、森川議員。

○9番（森川剛典） この条例の制定については、通称こども誰でも通園制度とあるように、その趣旨には賛同したいと思います。ただ、調べてみると制定前に千葉市で試行が行われた結果では、保育に慣れることほか、メリットはあるものの、いろいろな心配点、デメリットもあるようです。また、この条例を見ていて初めて目にしたのが参酌という表現でした。国の施策に対して、各自治体が参酌していいという部分が非常に多く出てきます。これは、国がこのことを前向きに捉えて最低基準をクリアしてやっていこうというふう考えたから出てくるんだと思っております。しかし、不安に思うのは事実なので、このような自治体任せ、参酌任せの多い条例を制定するならば、実行面でこの制度はしっかり運用していきますよとか、加えて参酌など改善が必要な部分については早急な見直しをしていくという姿勢の答弁が欲しいと思っております。そうでないと、この条例の制定により現場の混乱が発生し、既存のサービスの低下があるように思います。

回答次第では同意できない、そんな思いで4点ほど質問していきます。

議長、質問が4点ありまして分かりづらいので一旦全部4点質問をお聞きして、その回答を1点ずつ整理していく。そこから一問一答方式で、回数については3回を上回らないように考えますのでよろしくお願い致します。

それでは、4点申し上げます。

1点目、最低基準と何度か出てきますが、最低基準は参考資料にもありませんが、どういうところに書かれている最低基準なのでしょうか。そして、それらに書かれている個々の最低基準を本町はクリアしていますか。

また、第4条の2に、町は最低基準を常に向上させるよう努めるものとするがあります。出生人数が低い長南町のアピールとして他町村よりこの制度を充実させていく、最低基準より高めに心がけていく、そういう覚悟というか気持ちがあるかどうかお聞きをいたします。

2点目です。

参考資料の16ページ、制定の趣旨に令和8年4月1日から給付化されますとありますが、利用料金の設定や自己負担、免除制度はどのように、どの程度に考えているかお聞きします。

3点目。

この条例が多岐にわたり、非常に項目があり長文化していますが、実施する現場側の把握や理解が大変だと思いますが、現場にはどのように周知して理解してもらうのか、その説明をお願いいたします。

4点目。

本制度の利用に対して、一時保育事業との違いや併用利用に関して正しい理解が必要だと思いますが、利用者への周知や宣伝についてはどのように考えているか、この4点について回答をお願いします。

○議長（松野唱平） ただいまの4点の質問に対し、答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） まず第1点目、最低基準の関係でございます。

最低基準につきましては、内閣府令で定める基準によりまして児童福祉法第34条の16第1項の規定により、条例で今回定めさせていただくものでございます。

続いて、本町についてはクリアしているかという部分になりますけれども、本町につきましては既に認可を得た保育所として運営をしておりますので、最低基準につきましてはクリアをしております。

1点目の最後の質問になりますけれども、最低基準より高めに心がけていく覚悟ということでございますけれども、保育環境の充実はもちろん保育士の質の向上に努め、より良い保育サービスができるように努めてまいりたいとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） それでは、1点目について再質問いたします。

参考資料17ページに、参酌すべき基準とあります。地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものとありますが、この参酌基準というのはどのように決めるんですか。教えてください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） 今回上程をさせていただいております条例につきましては、保育する施設の設備に対する基準、あるいは運営に関する基準に関しまして職員の配置基準などを規定しております。本町の地域の実情により施設の設備や運営につきましては、特段国が定める基準と同じ内容で定めまして、異なる内容での規定につきましては必要ないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） ということは、参酌ということがほぼ国の考えていることと同じだということで決めているとそんな形だと思います。分かりました。

それでは、2点目のことについて回答をお願いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） 2点目の参考資料の令和8年4月1日から給付化とありますけれども、料金の設定の

関係等についてお答えをさせていただきます。

利用料金につきましては、現時点では利用者から1時間当たり300円の徴収を予定しているところでございます。

免除の関係でございますけれども、現在実施しております一時保育、こちらに準じた形で免除のほうを考えているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 千葉市とかも同じような状況だと思いますので、ほかの自治体の状況とかを見て料金や免除の制度をよく考えて利用者が使いやすい設定でお願いしたいと思います。

それでは、3点目の質問について回答をお願いいたします。

○議長（松野唱平） 答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） 3点目の条例が多岐にわたり、長文化しているけれども、実施する現場側の把握、理解あるいは利用者への周知等についてどのように考えているかということでございますけれども、現場側の意向も十分聞きながらこの事業を進めている、現在調整しているところでございます。

また、利用者への周知につきましては、広報あるいはホームページ、また乳児検診、乳児相談などで個別での周知につきましても考えているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 分かりました。

やはり、周知がなされないと利用も進んでいかないと思いますので、それから現場の職員が分かるように、混乱しないようにひとつよくやっていただきたいと思っております。

それでは4点目の質問に対してお答えをお願いします。

○議長（松野唱平） 答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） 4点目の一時保育事業との違い、あるいは併用利用に対して利用者が正しい理解が必要だというふうに思うけれども、利用者への周知についてどのように考えているかということでございますけれども、一時保育との併用利用に関しましては、この制度の利用申込み時に丁寧な聞き取りを行い、正しく利用していただけるよう個別に対応をしていきたいと、このように考えております。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 一時事業、そしてこのこども誰でも通園制度、やはりちょっと違うところがあるんですね。そのメリット、デメリットの部分、違うところをよく、併用できるということでしたら、やはり周知していかないと分からないかなと思うので、その辺はよろしくお願いします。

それでもう1点、この文章を見た中でちょっと気になったことについて質問をいたします。

議案の12ページですね。自動車の運行。

現在、3歳未満の子供は送り迎えでは乗せないというふうになっておりますけれども、この誰でこども誰でも通園制度の乳幼児たちは、この条文のように乗せたり点呼したりするのでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） 長南保育所では、乳児の移動につきましては自動車に乗せての移動は考えておりません。この条例の規定につきましては、新たに事業所を作る事業者に対してのものということで考えております。

また、点呼の関係でございますけれども、保育中につきましては常時確認しながら保育のほうを実施しているところでございますし、今後もそのようにしてまいりたいとこのように考えております。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 分かりました。この条文は、新規の事業者に対してと、そのために作ってある。そして、今言われましたが、保育所内で新しい方が来た場合に、いつもの子供以外にいるということがはっきり分かればいいんですけども、なかなか分かりづらいと思いますので、常時点呼あるいは確認をしていくということです。ぜひ事故のないように、安全なように確認をしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（松野唱平） ほかに質問はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第3、議案第3号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 確認のようなことですが、この条例は地域限定保育士が一般制度化され、本町でも新たに地域限定保育士が採用されたりするかもしれないということで、保育士と地域限定保育士の両方がいろんな事業所に存在することになると思うんですが、そういう考えでよろしいでしょうか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） 今森川議員のほうからお話のあったとおり、今後は保育士と地域限定保育士、そういった職種と言いますか、資格をお持ちの方が出てくるということに今後はなってくるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） そうした場合に、先ほどの2号議案じゃないですけども、新たな利用をする方がいると地域限定保育士が必要かと思うんですが、当面この採用は考えておりますか。保育所でね。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） 本町では、現時点で保育士については充足しておりますので、地域限定保育士等の採用につきましては予定いたしておりません。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） ということは、地域限定保育士の条例を加えておく、取りあえず加えておくと、そういう対処方法だということで理解をいたしました。

以上です。

○議長（松野唱平） ほかに質問はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第4、議案第4号 長南町第5次総合計画後期基本計画の策定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第5、議案第5号 令和7年度長南町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 補正予算書の9ページ、10ページに書いてありますが民生費ですね。一番後ろのほう、10

ページの前ですが、民生費、障害児施設措置費1,000万円と訓練等給付費扶助として900万円というかなり高額なものが計上されていますが、内容について説明をお願いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） まず、障害児施設措置費でございますけれども、こちらにつきましては放課後デイサービスや児童発達支援などの利用につきまして、当初の件数より伸びておりまして、利用者の増、利用回数の増によるものでございます。これは、近隣に施設等が新設されたことによりまして、より利用しやすくなっている部分もあるのではないかと考えております。

また、訓練給付費扶助でございますけれども、こちらにつきましてはグループホームの利用の共同生活援助、また就労継続支援などの利用につきまして、やはり利用者の増加、利用回数の増加による追加補正となっております。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 今、利用増加が見込まれるということですが、今後もこの利用増加が続いていた場合に予算確保とか、そういうのはできるのでしょうか。そこについてお聞きします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） 予算の確保ということでございますけれども、こちらの事業につきましては財源が国で50%、県で25%、残りの25%が市町村負担という形になっております。この予算につきましては、やはり利用者が適正に利用できるように予算の確保をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） そうすると、町は25%の負担ということですから、利用増加があっても耐えられるんじゃないかと思っておりますので、大いにこのことを周知しながら、この関係者の皆さんの負担が減るようにしていただきたいとお願いして質問を終わります。

○議長（松野唱平） ほかに質問はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第6、議案第6号 令和7年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第7、議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。

本案について、原案のとおり同意することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松野唱平） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本定例会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これをもって、会議を閉じます。

令和7年第4回長南町議会定例会を閉会します。

(午後 2時10分)